

平成24年3月28日

糸魚川市長 米田 徹 様

糸魚川市廃棄物減量等推進審議会
会 長 山岸 一雄

糸魚川市ごみ有料化制度とそのあり方について（答申）

平成23年8月11日付け環第221号で諮問のあった「糸魚川市ごみ有料化制度とそのあり方について」の策定につきまして、審議を重ねた結果、別冊として取りまとめましたので、答申いたします。

ごみの有料化は、他市の例に見られるように、ごみ減量のため、最も有効な手段であり、有料化とともに、マイバック運動や生ごみ処理機の普及など他の取組も併せて行いながらごみの減量が図られるよう要望します。

家庭系ごみ有料化について

◎有料化の目的

ごみの減量化・資源化の推進により、ごみの量を減少させることで、最終処分量の軽減をすることができ、併せて、ごみ処理費用の負担の公平性を確保できます。

- ・ごみの発生抑制、ごみ減量の推進

ごみに対する住民意識の向上を図り、発生抑制効果が期待されます。

- ・費用負担の公平性の確保

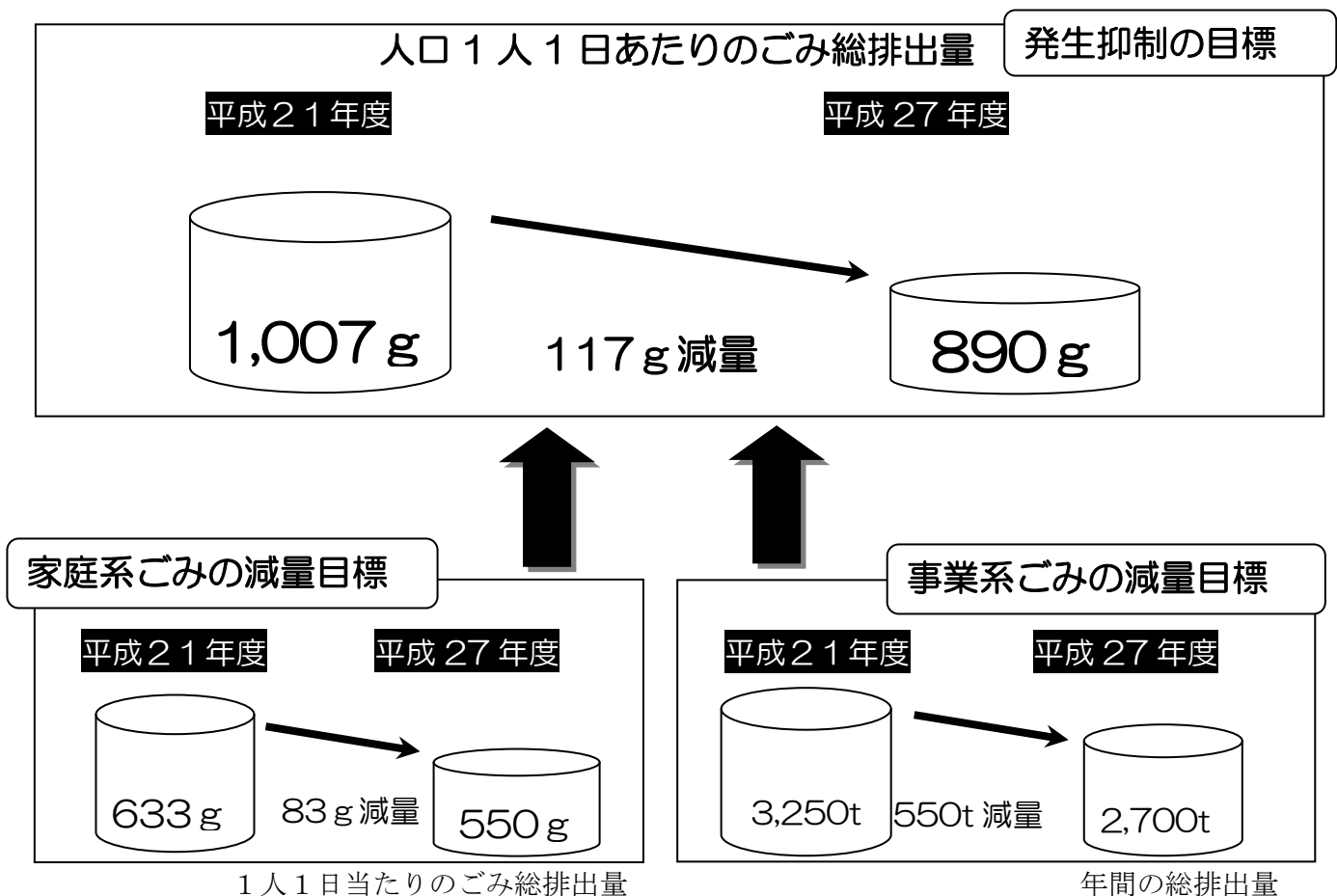
ごみの減量などの取組みを積極的に行っている人とそうでない人の負担の公平を図るため、排出量に応じた手数料を徴収することによって費用負担の公平性を確保できます。

- ・市の財政負担の軽減やごみ処理経費の新たな充当

有料化により新たに徴収された使用料を、処理経費の一部に充当することが可能であることや、また、新たな施策の検討も可能となります。

◎ごみの減量目標

循環型社会形成推進基本計画に準じて、平成 27 年度を中間目標年として数値目標を設定しました。



◎有料化の実施時期

平成23年度に、有料化の制度について検討し、平成24年度以降に市民周知や諸手続き作業を行う。平成25年度から実施できるスケジュールで進めていきます。

◎有料化の対象品目

ごみ減量やリサイクルの推進、分別の徹底の考え方などから、現在のごみ集積所方式を継続し、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の2品目を対象とし、資源物は原則無料とします。

また、拠点回収品は現状の方式とし、原則無料とします。

燃やせるごみ	<p>書類(テープなどの粘着物がついたもの)</p>  <p>調理屑</p>	有料化
燃やせないごみ (埋立ごみ)	 <p>ポリバケツ</p> <p>長靴</p> <p>鏡</p> <p>花瓶</p> <p>コップ</p>	有料化
資源 ごみ	<p>プラスチック製容器包装類</p> <p>ペットボトル</p> <p>白色トレイ</p> <p>びん類</p> <p>金物類・小型電化製品</p> <p>紙・布類</p>  <p>卵の透明容器</p> <p>ヨーグルト</p> <p>プリン</p> <p>ゼリー</p> <p>無色透明びん</p> <p>その他びん</p> <p>ドライヤー</p> <p>やかん</p> <p>なべ</p> <p>傘</p> <p>草刈鎌</p> <p>新聞紙</p> <p>ダンボール</p> <p>布類</p> <p>紙製容器包装</p>	現状のまま無料
拠点回収品	 <p>乾電池</p> <p>蛍光管</p> <p>使い捨てライター</p>	現状のまま無料

◎有料化の仕組み

有料化により、ごみの減量、リサイクルの推進や費用負担の公平化等を図るため、ごみの排出量が多ければ負担が増し、少なければ負担が軽減される制度が必要です。

また、分かりやすさも考え、ごみの排出量に比例して負担が変動する「単純従量制」により有料化を実施します。

※単純従量制・・・指定袋や指定シールの1枚目から費用負担が発生する制度。

(1) 指定袋

処理手数料の徴収方法は、全国的にも最も一般的であり、隣接する上越市でも実施している「指定袋」を採用します。

(2) 指定シール

指定袋に入らない収集対象のごみに張付する指定シール、区分を燃やせるごみと燃やせないごみ用に分け、大きさを区切って表示します。

(3) 直接搬入

直接、清掃センターに搬入するごみについては、指定袋・指定シールの金額を原則とした料金体系とします。

市民のみなさんが負担するごみ処理手数料は、市民の皆さんから納得が得られ、且つ過大な負担とならないよう、近隣市との料金水準をあわせ設定します。

【手数料の案】

▼指定袋

10枚当たりの値段（税抜）

燃やせるごみ	45 $\frac{リットル}{袋}$	20 $\frac{リットル}{袋}$	10 $\frac{リットル}{袋}$	5 $\frac{リットル}{袋}$
	495円	220円	110円	55円
燃やせないごみ (埋立ごみ)	45 $\frac{リットル}{袋}$	20 $\frac{リットル}{袋}$	10 $\frac{リットル}{袋}$	5 $\frac{リットル}{袋}$
	540円	240円	120円	60円

※燃やせるごみの袋、1 $\frac{リットル}{袋}$ あたりの単価は1.10円/ $\frac{リットル}{袋}$ になります。

※燃やせないごみの袋、1 $\frac{リットル}{袋}$ あたりの単価は1.20円/ $\frac{リットル}{袋}$ になります。

▼指定シール

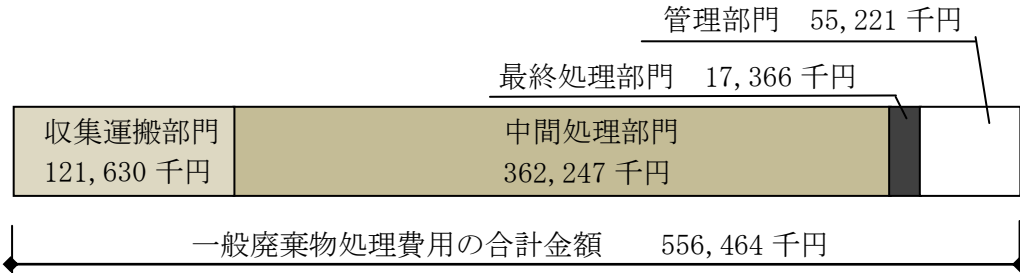
1枚単位（税抜）

	大(30kgまで)	中(20kgまで)	小(10kgまで)
燃やせるごみ	180円	120円	60円
燃やせないごみ (埋立ごみ)	330円	220円	110円

《算定方法 燃やせるごみ》

廃棄物会計基準に基づいた費用及び単位ごみ量当たりの費用

費用種別	部門	費 目	費用	
経 常 費 用	経常業 務費用	収集運搬部門	塵芥収集運搬業務委託ほか	121,630千円
		中間処理部門	ごみ処理管理費、維持補修業務委託ほか	362,247千円
		最終処分部門	焼却残渣処理費ほか	17,366千円
		管理部門	職員人件費	55,221千円



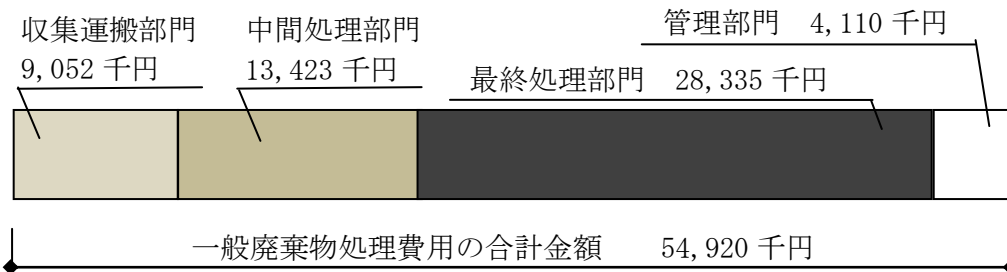
① 一般廃棄物処理費用の合計金額	556,464千円
② ごみ処理量	13,598トン
③ごみ 1 kg 当たりの事業経費 (円/kg) ①/②	40.9円/kg
④ ごみ袋 1 袋当たり費用 (円/袋)	5.625×40.9=230円/袋

(注) ④は、ごみ袋 1 袋の容積を 45L、1 袋当たりのごみ量 5.625kg と想定して算出。

《算定方法 燃やせないごみ》

廃棄物会計基準に基づいた費用及び単位ごみ量当たりの費用

費用種別	部門	費 目	費用	
経 常 費 用	経常業 務費用	収集運搬部門	塵芥収集運搬業務委託ほか	9,052千円
		中間処理部門	燃やせないごみ中間処理委託ほか	13,423千円
		最終処分部門	燃やせないごみ残渣最終処分業務委託ほか	28,335千円
		管理部門	職員人件費	4,110千円



① 一般廃棄物処理費用の合計金額	54,920千円
② ごみ処理量	1,012トン
③ごみ 1 kg 当たりの事業経費 (円/kg) ①/②	54.3円/kg
④ ごみ袋 1 袋当たり費用 (円/袋)	5.625×54.3=305円/袋

(注) ④は、ごみ袋 1 袋の容積を 45L、1 袋当たりのごみ量 5.625kg と想定して算出。

【1人当たりの負担額試算(円/月・人)】

燃やせるごみ	164 円
燃やせないごみ	21 円
合 計	185 円

※手数料の案とした場合の月当たりの1人負担額。

(現在のごみ処理量から予想される住民負担額を、人口で除したもの)

◎指定ごみ袋及び指定シールの販売業者との契約方法

手数料の徴収方法として指定ごみ袋及び指定シールを販売する方式を採用する。

また、指定ごみ袋及び指定シールの販売業者との契約方法は、住民負担を公平にするため、入札によって、袋の供給メーカーを特定することで、一律の売価で袋を販売する方式とします。

◎ごみ処理手数料の納入方法

市民は、市が指定する販売店で指定袋・指定シールを購入することにより処理手数料を納入することになります。

販売店は利便性や地域特性を考慮し、個人商店やコンビニエンスストア等の身近な小売店舗のほか、スーパーマーケットなど大規模小売店舗での販売も進めていきます。

◎ごみ処理手数料の試算

歳 入	歳 出	差 引
108,000 千円	49,000 千円	59,000 千円

◎ごみ処理手数料の減免措置

市では減免制度を設けます。

【減免の対象】

(ごみ袋の無料配布)

対象者へ毎年一定枚数のごみ袋を無料配布します。

- ・生活保護世帯
- ・紙おむつの長期使用者
- ・腹膜透析治療受療者
- ・環境美化活動（各行政区やボランティア団体などで、地域の清掃活動等に使用する場合）

(指定袋以外での排出が可能)

指定袋に入れずに燃やせるごみの日に出すことができます。

- ・庭木の剪定枝（全世帯全量減免対象）
- ・落ち葉（全世帯全量減免対象）

◎家庭ごみ有料化制度の周知

有料化を円滑に実施するためには、有料化の目的や実施内容等に対する市民の皆さんの十分な理解と協力が不可欠です。このため有料化の実施にあたり、町内会単位での市民の皆さんや各種団体等を対象とした説明会を開催し、広報やホームページ、告知ポスターの掲示等により、きめ細やかで丁寧な周知及び啓発に努めます。

◎ごみ処理手数料の使途

有料化により新たに徴収された使用料は、新たな施策の検討も可能となりますが、有料化による収支の状況を見極めながら、施策の効果が最大限発揮できるよう考慮します。

【使途の例】

- ・ごみの排出抑制や再生利用の推進のための助成や啓発活動
- ・環境パトロールなどの環境美化活動
- ・ごみ集積施設等の整備費用の助成
- ・集団資源回収への助成 など

事業系ごみ有料化について

◎有料化の目的

廃棄物処理法により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

清掃センターへ持ち込まれる事業系ごみの処理手数料について、家庭系ごみの有料化に併せて改定し、ごみ処理経費に対する排出事業者の負担割合を見直し、事業系ごみの減量化を図ります。

◎事業系ごみ処理手数料について

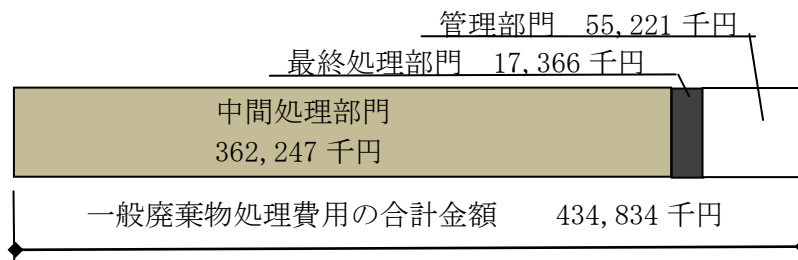
【手数料の案】

現 行	改定案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日1回 30kg 以下無料 ・ 30kg～100kg まで 1,000 円 ・ 100kg を超えた場合は、100kg 単位で 1,000 円に 400 円を加算 ・ 破砕処理を行った場合には、その手数料の 50%加算 	<p style="text-align: center;">単純従量制 150 円/10kg</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日1回 30kg 未満無料の廃止 ・ 破砕処理手数料 (50%加算) の廃止
現行の処理料金での手数料(試算)	改定案の処理料金での手数料(試算)
30kg 以内 0 円 50kg 当たり 1,000 円 (破砕有 1,500 円) 100kg 当たり 1,000 円 (破砕有 1,500 円) 500kg 当たり 2,600 円 (破砕有 3,900 円) 1,000kg 当たり 4,600 円 (破砕有 6,900 円)	30kg 当たり 450 円 50kg 当たり 750 円 100kg 当たり 1,500 円 500kg 当たり 7,500 円 1,000kg 当たり 15,000 円

《算定方法 燃やせるごみ》

廃棄物会計基準に基づいた費用及び単位ごみ量当たりの費用

費用種別	部門	費 目	費用
経常費用	中間処理部門	ごみ処理管理費、維持補修業務委託ほか	362,247千円
	最終処分部門	焼却残渣処理費ほか	17,366千円
	管理部門	職員人件費	55,221千円



① 一般廃棄物処理費用の合計金額	434,834千円
② 燃やせるごみの処理量	13,598トン
③ 燃やせるごみ 1 kg 当たりの事業経費 (円/kg) ①/②	31.9円/kg

★事業経費 31.9 円/kg × ごみ処理費用の 50% ÷ 15.9 円/kg (小数点以下切捨)

150 円/10kg

◎改定手数料案での段階的な経過措置

排出事業者のごみ処理手数料の急激な増加負担を軽減するため、段階的に改定します。
(経過措置期間／2年間)

現行	実施年度から経過措置期間の手数料 (2年間)	経過措置終了後の手数料
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日1回30kg以下無料 ・ 30kg～100kgまで1,000円 ・ 100kgを超えた場合は、100kg単位で1,000円に400円を加算 ・ 破碎処理を行った場合には、その手数料の50%加算 	110円/10kg	150円/10kg

◎事業系ごみ処理手数料の試算(収入)

現行	実施年度から経過措置期間の手数料 (2年間)	経過措置終了後の手数料
17,092,900円	(110円/kg) 37,769,215円	(150円/kg) 51,528,300円

◎実施時期

家庭系ごみ有料化を実施する年度から改定します。